

香川県就学前教育振興指針



令和2年 2月
香 川 県
香川県教育委員会

目 次

I 香川県就学前教育振興指針の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 これまでの幼児教育に関する指針等	1
3 本県における就学前教育の現状と課題	2
4 基本的な考え方	
(1) めざす子どもの姿	5
(2) 保育者の役割	5
(3) 重点方針	6

II 重点方針と具体的取組みについて

1 かかわる・・・教育・保育内容や遊びの充実	1 1
(1) 人とかかわる	1 2
(2) 「もの」や「こと」とかかわる	1 2
(3) 自分自身とかかわる	1 2
2 つながる・・・連携の推進	
(1) 家庭とつながる	1 4
(2) 地域や関係機関等とつながる	1 5
(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等が互いにつながる	1 6
(4) 小学校とつながる	1 7
(5) 大学等の養成機関とつながる	1 8
3 ささえる・・・保育者等の資質向上、教育・保育環境の充実	
(1) 研修の充実を図る	1 9
(2) 教育・保育環境の整備を進める	2 0
(3) 就学前教育の推進体制を構築する	2 1

III 参考資料

1 香川県における就学前教育の現状	2 2
2 香川県における福祉、医療等の主な関係機関	
(1) 子どもを虐待から守るために	3 0
(2) 子どもの教育的ニーズに対応するために	3 2
3 就学前教育に係る参考資料	3 5
4 香川県就学前教育振興指針 策定委員	3 6
5 香川県就学前教育振興指針 ワーキンググループ	3 6
6 事務局	3 7

I 香川県就学前教育振興指針の基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年、情報化やグローバル化といった社会の変化は目覚ましく、今後もどのように変化していくのか予測困難な時代となっています。このような時代を生きる子どもたちが、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って考えたり、工夫したり、他者と協働したりしながら、粘り強く、たくましく生きていくための力の育成が求められています。

特に、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基礎が培われる大切な時期であり、やり抜く力や自尊心などの非認知スキルは、数値では測れない内面の力になると言われています。

平成24年8月に、子ども・子育て3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が制定されたことを受け、平成27年4月に、内閣府・文部科学省・厚生労働省により「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。「量の拡充」と「質の向上」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくものです。

また、平成29年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改訂が行われ、教育・保育内容について整合性が図られました。この3つの要領・指針の同時改訂により、全ての就学前教育施設に共通する就学前教育のあり方として、「環境を通じた教育」「乳児期からの発達と学びの連続性」「小学校教育との接続のあり方」などが明確となりました。

こうした中、令和元年10月からは、「幼児教育・保育の無償化」が始まり、就学前教育が義務教育に準ずる重要な教育であることが、広く認識されることとなりました。このことは、同時に就学前教育を担う者にとっては、これまで以上に教育・保育の質が求められているということであると真摯に受け止めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、香川県では、現行の「香川県幼児教育振興プラン」の基本的な理念を継承しながら、今後の本県や各市町及び各就学前教育施設における就学前教育の取組の新たな指針を示すこととしました。なお、策定にあたっては、本県の就学前教育の課題に対応し重点化したものとしました。

2 これまでの幼児教育に関する指針等

- ・平成 8年3月 香川県幼稚園教育振興計画
- ・平成16年1月 香川県幼児教育振興プログラム
- ・平成22年2月 香川県幼児教育振興プラン



・・・本冊子に記する用語について・・・

- 「就学前教育施設」とは、国公立の幼稚園・保育所・認定こども園等を指しています。
- 「保育者」とは、職業として、乳幼児の保育に直接関わっている幼稚園教諭・保育士・保育教諭等（非正規職員を含む。）のことを指しています。
- 「園内研修」とは、幼稚園・保育所・認定こども園等、乳幼児の教育・保育を行う施設内において、保育者が自ら行っていく研修を指しています。
- 「幼児教育スーパーバイザー」とは、就学前教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、県内の就学前教育施設を巡回し、教育・保育内容や指導方法、環境の改善等、また、各市町の就学前教育の推進体制についてアドバイス等を行う県が派遣する者のことを指しています。
- 「幼児教育アドバイザー」とは、就学前教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、各市町の実情に合った支援や指導等を行う者のことを指しています。

3 本県における就学前教育の現状と課題

○ 教育・保育内容や遊びの充実

就学前教育は「遊び」を通しての指導を中心とした教育・保育であり、子どもの自発的な活動としての遊びが重要であることは、これまでと変わりません。子ども一人一人が自己を十分に発揮し、自分のやりたいことに浸りきって遊ぶ中で、個々の発達にとって必要な経験を積み重ね、多くの学びを獲得していきます。

しかし、現在、国が示している「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、育ちの方向性であり、到達目標ではないことに留意することが言われながらも、保育者がついその方向に向かっていくかと焦りを感じ、育ちを急がせてしまうことで、その時期その時期に必要な経験が十分に保障されない傾向が見られています。

また、安全を気にするあまり過保護や過介入になっていることもあり、制限や禁止が多くなっていることや、当たり前のこととなってしまっているため、保育者がそのこと自体に気が付いていないこと、また、行事などが多く子どもたちが遊びこめるだけの十分な時間の確保ができていないことなどの現状も見られます。

それぞれの時期に必要な経験とは何か、またそれが十分に保障される関わりや指導はどういったことかを適切な評価に基づいて見直し、改善を図るとともに、今後は、乳児期からの育ちの積み重ねが土台となって幼児期の生活や遊びが展開されているという「発達と学びの連続性」を、幼稚園・保育所・認定こども園等がしっかりと意識し、互いへの理解を深めながら取り組んでいく必要があります。

○ 保育者の資質向上

子どもの発達を促していくために、身近な大人への信頼感や心の安定を基盤とし、子どもの遊びを充実させることが大切です。保育者には、子どもへの理解とともに、子どもの身の回りの環境について、教育的価値を理解し、実践の場で活用し、教育・保育を展開する力が必要とされています。また、子どもを取り巻く社会が大きく変化し、特別な配慮を必要とする子どもに対応していくこと、幼稚園・保育所・認定こども園等間の連携や小学校との接続を推進していくこと、保護者の子育てに関する悩みを受け止め、適切なアドバイスができることなど、今日的課題にも対応できる総合的な力量を身に付けていくことが求められています。

本県では、ほとんどの就学前教育施設において、研究保育や事例研究を伴う園内研修が実施されていますが、研修のための時間の確保や議論の深まり、要領や指針の有効活用を図っていくことが難しいなどの課題も見られます。

今後は、各就学前教育施設の実態に合った園内研修の工夫を図るとともに、保育を外部に開き、様々な立場からの多様な見方を重ねることで評価の妥当性や信頼性を高めながら子どもへの理解を深め、保育者の指導の改善につなげていくことが重要です。また、設置者である各市町に就学前教育を主担当とする指導主事や幼児教育アドバイザーなどの配置を行う、幼稚園・保育所・認定こども園等の合同研修を行う、様々な人材の資質向上を目指した研修を行うなどの就学前教育推進体制の構築が強く求められています。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園等間の連携

平成29年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、3歳児以上の子どもの9～13時頃までの1日4時間程度（教育標準時間）の部分において、教育・保育内容の整合性が図られました。このことにより、保護者がどの就学前教育施設を選択しても、子どもたちは同等の幼児教育を受けて小学校へ進学できることとなります。

一方で、子ども数の減少や園舎の老朽化など様々な懸案事項による統廃合や認定こども園への移行が急速に進んでおり、幼稚園・保育所・認定こども園等が複雑に共存している時期にあると言えます。各就学前教育施設の特徴を生かしながらも、幼児教育という部分では同じ考え方もち、子どもの育ちを支えていく必要があります。しかし、認定こども園において、幼稚園経験の職員と保育所経験の職員の間での相互理解が難しく、職員間でどう連携し教育・保育を進めていけばよいか戸惑っているという声がよく聞かれます。

今後は、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が互いの教育・保育について理解を深め、子どもの豊かな育ちにつなげていくことが大切です。また、設置者が、全ての子どもに適切な教育・保育の機会を提供できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の合同研修、職員の人事交流などの連携を進めていくことも必要です。



○ 小学校教育との接続

5歳児後期の子どもたちは、各就学前教育施設において、生活の見通しをもち、主体的に遊びを進めたり、年下の子どもたちのお世話を喜んでしたり、行事の仕事や当番活動などにも積極的に取り組んだり、頼りになる存在としてそれぞれに自己発揮しながら過ごしています。

しかし、生活環境や学習環境が著しく変化する小学校低学年において、学校生活への適応を図ることが難しい、いわゆる「小1プロブレム」の課題が生じている実態があります。有能な子どもたちが、小学校へ進学しても、引き続き、自らの力を発揮しながら就学前教育を通して育まれた資質・能力をさらに伸ばしていけるようにしていくことが重要です。そのためには、保育者が小学校の教員に、子どもの成長や保育者の働き掛けの意図を、「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」を手掛かりに具体的に伝え、そのことがスタートカリキュラムに生かされていくようにする必要があります。

また、円滑な接続のためには、5歳児と小学校児童との交流の機会を設け、連携を図ることも大切です。現在、本県では、約75%の就学前教育施設で5歳児と小学校児童との交流が行われています。しかし、職員間で話し合う機会を設けず、例年どおりの交流活動を行っているところも少なくありません。5歳児と小学校児童が相互に学びのある交流を行うためには、事前・事後の話合いを行うこと、また、その話合いを通して、保育者と小学校の教員が子どもの発達を長期的に捉えるとともに、互いの教育に対する理解を深めていくことが求められています。

○ 子育ての支援

子どもの育ちは、就学前教育施設での生活と家庭や地域での生活が連続した形で育まれるため、保育者と保護者が子どもの育ちを共有し合い、共に支え、育ちを喜び合うよきパートナーとなれる関係性の構築が重要です。しかし、近年、女性の社会進出や核家族化などの社会の変化に伴い、共有・連携が難しい状況が見られ、子育てへの不安やストレス、悩みを抱えた保護者への対応、虐待などの様々な課題が出てきています。

各就学前教育施設においては、子育てに関わる様々な情報をどう保護者に伝えるか、保護者同士、保護者と保育者、保護者と地域などが子育ての悩みや喜び、生きがいを共有する場をどう設けるかなど、家庭での子育てを支援していくためのセンター的役割を果たしていくことが求められています。現在、幼稚園・認定こども園においても保護者のニーズに応える預かり保育などの導入が進んでいますが、その中で、人材や場所の確保、職員間の連携など、様々な課題も出てきています。さらに、長時間保育を進める上で子どもにとって無理のない一日の流れについて考える必要があります。

今後は、在宅子育て支援のあり方も含めて、地域とのつながりの中で親と子が共に育つ子育ての支援とはどうすべきなのか、設置者と就学前教育施設が共に現状と課題を伝え合い、検討しながら、進めていく必要があります。



○ 教育・保育環境の充実

就学前教育の充実のためには、適切な保育者等の職員配置を行うこと、特別な配慮を必要とする子どもや預かり保育などの担当の職員を配置することなど、人的な教育環境の整備と、子どもの主体的な遊びを促す教育環境の整備や安全対策のための施設整備を推進していくことが重要です。

本県では、保育者不足が深刻な問題となっています。そのことにより、学級数に満たない正規保育者の配置で教育・保育活動を遂行しなければならないこと、定員まで子どもを受け入れられないこと、特別な配慮を必要とする子どもに対する支援のための職員配置や支援体制の構築が十分でないことなど、様々な問題が起こっています。さらに、就学前教育施設においては、預かり保育の導入や幼児教育・保育の無償化などによる事務内容の煩雑化、事務量の増加により、事務処理等が管理職をはじめ職員の大きな負担となっている現状があります。

また、防災や防犯に配慮した施設・整備の改善や安全対策、預かり保育のための施設整備、ICT機器の導入による業務の効率化なども十分に進んでいないのが現状です。

今後は、設置者が、各就学前教育施設の自己評価によって明らかになった課題を受け止め、新規保育者の計画的な採用や適切な職員配置を行うとともに、乳幼児が安心して遊べるための施設整備の推進が強く望まれます。

4 基本的な考え方

「香川県就学前教育振興指針」の基本的な考え方として、「めざす子どもの姿」を掲げ、「保育者の役割」とともに、子どもたちの環境などとの関わりや、就学前教育施設、設置者や県・県教育委員会の果たすべき役割を具体的な「方針」として示しました。

(1) めざす子どもの姿

心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども

本県では、集団生活の中で、心をいっぱい揺らし、体をいっぱい動かして、遊びこむことのできる子どもを育てていくことをめざします。

(2) 保育者の役割

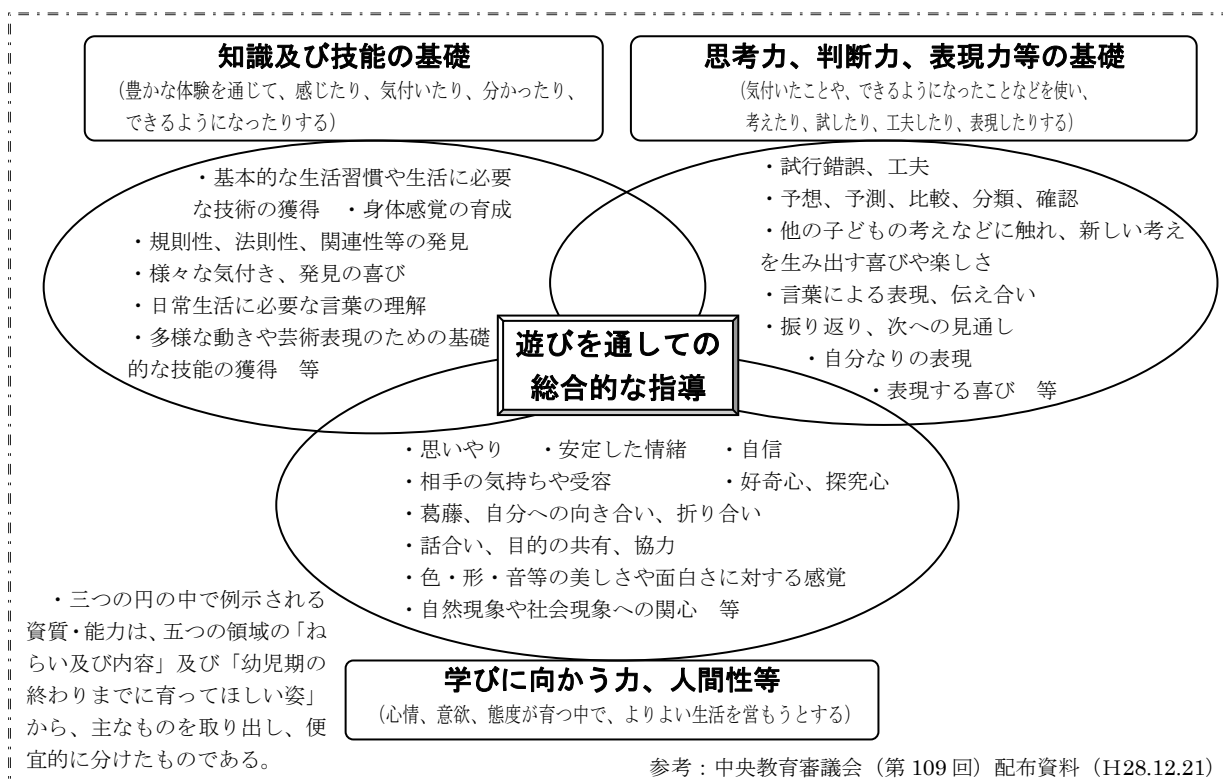
一人一人の子どもの確かな理解に基づいた 適切な環境を整え、子どもの学びを支える保育者

保育者は一人一人の子どもに温かく接する中で、確かな理解をし、子どもが遊びから何を学ぶか予想し、子どもが思わず関わりたくなるような適切な環境を整え、子どもの学びを支えます。

子どもの遊びには、子どもの成長や発達にとって重要な体験が多く含まれています。

保育者は、子どもが、保育者に対する信頼感や安心感を基盤とし、自発的な活動としての遊びを通して、心と体を存分に働かせ、心身の調和のとれた発達の基礎を築いていくことができるよう支援します。

そして子どもは、いろいろな遊びを通してたくさんのことを学び、身に付けていきます。そのため、保育者は、子どもと一緒に遊ぶ中で内面の思いを捉え、子どもの遊びが充実するように援助することが大切です。



(3) 重点方針

かかわる つながる ささえる

子どもたちが、身の回りの様々な人々や、「もの」や「こと」、そして自分自身と **かかわる**
幼稚園・保育所・認定こども園等が、家庭や地域、小学校、関係機関等と **つながる**
設置者や県・県教育委員会が、各就学前教育施設や保育者等を **ささえる**

めざす子どもの姿



心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども

かかわる

教育・保育内容の充実
遊びの充実

- 子どもたちが
- 人とかかわる
 - 「もの」や「こと」とかかわる
 - 自分自身とかかわる

つながる

連携の推進

- 幼稚園・保育所・認定こども園等が
- 家庭とつながる
 - 地域や関係機関等とつながる
 - 互いにつながる
 - 小学校とつながる
 - 大学等の養成機関とつながる

ささえる

保育者等の資質向上、教育・保育環境の充実

- 設置者や県・県教育委員会が
- 研修の充実を図る
 - 教育・保育環境の整備を進める
 - 就学前教育の推進体制を構築する



「遊びこむ姿」に視点をおいて捉えた

		0歳児(乳児)	1歳児	2歳児
遊びこむ姿への歩み	発達の姿	「個」を中心とした保育		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の人やものをじっと見つめたり、声や音がする方に顔を向けたり、舐めたり、触れたりするなど、感覚を通して外界を認知し始める。 ・ 寝返り、腹ばい、座る、はう、つたい歩き、歩くなど、自分の意志で体を動かすようになる。 ・ 表情や体の動き、泣き、喃語などで自分の欲求を表現する。 ・ 興味をもったものに自分から働きかけるようになり、探索活動が活発になる。 ・ 人の顔が分かり、スキンシップを求めるようになる一方で、見知らぬ相手には人見知りをするようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興味あるものを見付け、じっと様子を眺めたり、納得のいくまで同じ関わりを繰り返したりする。 ・ 運動機能の発達により、歩く、上る、下りる、くぐるなど、体を動かす遊びを繰り返す楽しむ。 ・ おもちゃや遊具など、自分の意志でものを使って遊ぶことを楽しむようになる。 ・ 指差し、身振り、片言などを使い、自分の思いや欲求を伝えようとする。 ・ たまたま側で一緒に遊んでいる友達に気づき、関心を示すようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走る、飛び跳ねる、音楽やリズムを感じて体を揺らす(踊る)など全身を動かして遊ぶことを楽しむようになる。 ・ イメージしたり想像をもって遊んだりすることを好むようになり、見立て遊びや簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。 ・ 草花や虫などの身近な生き物に出会い、見たり触ったりして、親しみや興味をもつようになる。 ・ 友達を意識し始め、まねたり言葉を交わしたりして、一緒に遊ぶことを楽しむようになる。 ・ 着替えなど保育者の手を借りながら自分でしようとする。
	※ これは、「遊びこむ姿」に視点をおいて捉えた時の各年齢における大まかな発達を示したもの			
	保育者の関わりや心もちなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の子どもに、信頼と思いやりをもって愛情豊かに関わり、愛着関係を築いていく。 ・ 一人一人の欲求や思いを汲み取り、ゆったりと笑顔で働きかけたり、気持ちの伴った言葉にして返したりしていく。 ・ 安全に配慮しながらも、十分に体を動かすことのできる空間を確保し、その楽しさを味わわせる。 ・ 大人が考える遊びの枠にとらわれず、じっと見つめている先にある心動かされている出会いなどにも丁寧に関わっていく。 ・ 子どものペースに合わせて、タイミングよく共感的に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分には言葉にならない様々な思いを丁寧に汲み取り、受容的かつ応答的に関わる。 ・ 傾斜を上ったり下りたり、遊具を引いたり押ししたりするなど、全身を使ういろいろな遊びの環境を整え、保育者も一緒に楽しむ。 ・ 予想される遊びに限定せず、子どもの好奇心をもって遊ぶ姿を認め、共感的に関わる。 ・ 子どもの手が届くものの安全性を点検したり、危険物を取り除いたりするなど配慮し、探索活動を保障する。 ・ 自分の思いを相手に伝えたり、相手にも思いがあることに気付いたりできるよう、丁寧に思いの仲立ちをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもなりの表現する世界を一緒に楽しみながら環境を整え、イメージが広がっていくように関わる。 ・ 自己主張を成長の証と肯定的に捉え、思いや感情に根気よく向き合い、温かく受け止める。その中で、子どもは気持ちを切り替えたり、他者を受け入れたりでき始める。 ・ 子どもの発見や感動に共感したり、「アリさん、痛いって言ってるよ」などと命があることに気付けるよう繰り返し伝えたりし、親しみが感じられるよう丁寧に関わる。 ・ 急かさず、じっくりと子どもの話に耳を傾け、丁寧に言葉を補いながら返していく。 ・ 自分でしたい気持ちを尊重し、見守ったり、手を貸したり、認めたりしながら関わる。
学級	幼			
	保 こ	概ね3人に保育士1人 概ね3人に保育教諭1人	概ね6人に保育士1人 概ね6人に保育教諭1人	
※ 子どもにとって、誰と、どのように過ごすことで安心するかは異なります。0～2歳児の保育の中では緩やかに保育者が連携し、子ども一人一人が心地よさを感じられる相手との関係性を拠りどころに、のびのびと自分 ※ 上記の職員配置は、国の定める最低基準です。設置者は、安全への配慮、教育・保育の質の保障、労働				

時の各年齢における大まかな発達



3歳児	4歳児	5歳児
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ➔ 「集団」での育ち合いによる保育 </div>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者や親しみのあるものを拠り所として安心を感じ、保育者や友達とのやりとりを楽しむようになる。 ・ 元気よく走る、飛び降りる、もぐるなど、できるようになったことを喜びながら遊ぶようになる。 ・ 衣装を着たり、作ったものを持ったりして、イメージを広げ、なりきって遊ぶことを楽しむ。 ・ 砂、泥、水、泡などの様々な素材に触れて、全身でその感触を楽しんだり、形を変えたりして、繰り返し遊ぶことを楽しむ。 ・ 年中児や年長児のおもしろい遊びに興味をもち、まねて遊ぶようになる。 ・ 十分ではないが、自分でいろいろなことをしたり、遊んだ後は、自分で着替えたり手を洗ったりしようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気の合う友だちと誘い合い、したい遊びを見付けて一緒に遊ぶようになる。 ・ 年長児や友達に憧れ、少し難しいことにも自分なりにめあてをもち、力を出し切って取り組もうとするようになる。 ・ 友達とイメージを伝え合ったり、アイデアを出し合ったりしながら一緒に遊ぶ中で、きまりやルールを取り入れて遊ぶようになる。 ・ 友達と思いや考えの違いからいざこざとなり、葛藤や辛さを感じながら、相手の思いに気づき自分と向き合うようになる。 ・ 季節の変化に気付いたり、自然の不思議さや発見を楽しみながら遊んだりするようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気の合う友だちだけでなく、いろいろな友達や大勢で遊ぶことを楽しむようになる。 ・ なかなかうまくいかないことも、自分なりに目的をもち、試したり工夫したりすることを楽しみながら、粘り強く取り組むようになる。 ・ チームや仲間を感じて、自分の力を発揮したり、役割を決めたり、協力したりして、見通しをもって遊ぶようになる。 ・ 友達のよさを受け入れたり、折り合いをつけたりしながら、自分たちで遊びを進めていくようになる。 ・ 植物や生き物の不思議さやおもしろさに目を輝かせ、成長・収穫までの過程に探求心をもって関わっていく。
<p>であり、個人差や経験の差などがあることを踏まえ、個々の発達を見取っていく必要があります。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの生活環境や状況が大きく変化することなどを踏まえ、個人差を考慮し、一人一人の内面に目を向けながら、ゆったりと丁寧に関わる。 ・ まずは、子どものあるがままの姿に温かな思いを寄せたり、抱きしめたりしてまご受け止める。 ・ 様々なものに触れ、繰り返し関わる中で、その感触や様子のおもしろさなどを味わう時間を保障するとともに、保育者も裸足になって砂や泥、水などの様々な素材の感触や心地よさを楽しむなど、一緒に遊ぶ中で楽しさを共有する。 ・ 一人一人の思いやイメージを受け止めたり、周りに広げたりしながら、友達に関わっていきやすい雰囲気をつくる。 ・ 子どもなりの表現する世界を大切にし、子どものイメージが実現するよう共感して見守り、子どものしたいことにじっくり付き合っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活発に挑戦しようとする時期。きまりを優先せず、子どものやろうとしている思いを肯定的に受け止め、状況に応じて判断しながら関わっていく。一方、できることも「できない」と甘えることもあることを考慮し、5才への育ちを焦らず、温かく関わっていく。 ・ 友達と多様な関わりがもてるようにするとともに、一人一人が十分に自己発揮できるよう援助する。 ・ 思いやイメージの食い違いの場面では、それぞれの考えのよさを捉えて受け止めたり、一緒に悩んだりしながら、子どもたちの解決を支えていく。 ・ いろいろな友達と遊ぶ楽しさが味わえるよう、しっぽ取りや鬼ごっこなど簡単な集団遊びも、意図的に取り入れていく。 ・ 子どものちょっとした気付きや発見にも心を寄せて関わったり、クラス集団に広げたりしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者も一緒に体を動かしたり、試したりして遊ぶ中で、一人一人のよさや諦めず挑戦する姿を認めたり、励ましたりして自信につなげ、ともに成長を喜ぶ。 ・ 考えやアイデアを出し合い、自分たちなりに試行錯誤を繰り返しながら、協同して遊びを展開していく様子を遊び仲間の一人として見守り、その楽しさに付き合っていく。 ・ 折り合いをつけ、自分と向き合っている姿に心を寄せて見守ったり、認めたりする。 ・ 子どもの知的な好奇心や探求心をくすぐる絵本や図鑑などを準備したり、継続して関わったりできるような環境を整える。 ・ 幼児と小学校児童の交流活動をイベント事とせず、日々の遊びの中に位置付け、自己発揮したり、刺激を受けたりできるよう内容やねらいを計画し、実施する。
1学級あたり専任教諭1人(1学級の幼児数は原則35人以下)		
概ね20人に保育士1人 概ね20人に保育教諭1人	概ね30人に保育士1人 概ね30人に保育教諭1人	
<p>かな育児担当制を取り入れたたり、3歳児以上の保育においては園・所全体でのチーム保育を行うなど、らしさを発揮しながら園・所での生活を送れるよう支えていくことが重要です。環境の保障等を考慮しながら、保育者の適正配置に向けて常に見直していくことが必要です。</p>		

就学前教育において、遊びを通して、小学校以降の教育につながる学びの基礎がどのように獲得されているのかというのは、なかなか見えにくいものです。各就学前教育施設においては、具体的な実践に見られる子どもの育ちや学びを、小学校の教員と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに話し合い、共有するなど、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが大切です。

なお、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関しては、下記の3点に留意する必要があります。

- 5歳児になると突然出てくる姿ではありません。乳児保育の3つの視点、1歳以上3歳未満児の5領域のねらいや内容、3歳以上児の5領域のねらいや内容に基づいた教育・保育を通して、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿です。
※3つの視点…「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」
※5領域…「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」
- 5歳児修了時に完全にできるようになる、できるように育てなくてはいけない、などという到達目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもありません。
- 幼児期から児童期（低学年）の姿として示されており、これまでに育ってきた姿であり、これからも育っていく姿です。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	
① 健康な心と体	幼稚園 ¹ 生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
② 自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
③ 協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
④ 道徳性・ 規範意識の 芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
⑤ 社会生活 との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園 ² 内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

<p>⑥ 思考力の 芽生え</p>	<p>身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。</p>
<p>⑦ 自然との関わり ・ 生命尊重</p>	<p>自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。</p>
<p>⑧ 数量・図形、標識 や文字などへの関 心・感覚</p>	<p>遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。</p>
<p>⑨ 言葉による 伝え合い</p>	<p>先生³や友達と心通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。</p>
<p>⑩ 豊かな 感性と表現</p>	<p>心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。</p>

(抜粋：平成29年3月告示 幼稚園教育要領)

※注釈部について、保育所と幼保連携型認定こども園は、下記のとおり読み替えるものとします。

¹ 保) 保育所の こ) 幼保連携型認定こども園における

² 保) 保育所 こ) 幼保連携型認定こども園

³ 保) 保育士等 こ) 保育教諭等



II 重点方針と具体的取組みについて



1 かかわる・・・教育・保育内容や遊びの充実

子どもは、生まれた瞬間から外界と様々に関わっていきます。光、音、風など外界の刺激を感じて認知するようになり、身体機能が発達するにつれて自分の意志で体を動かし、興味をもって身の回りのものに体の諸感覚を十分に働かせながら遊び始めます。

また、夢中になって遊ぶ中で、保育者や友達、身の回りの様々な人々、遊具や道具、草花や昆虫、小動物などの自然、さらに様々な出来事と出会います。それらとの関わりを、広げたり深めたりしていくことで、新しい世界に気付き、自分自身についても振り返るようになってきます。

乳幼児期の子どもたちにとって「遊び」とは

乳幼児期の子どもたちは、身の回りの様々な「もの」や「こと」に興味を示し、
「これは、何かな？」
「不思議だな」
「面白いな」と心を動かす。

そして、自ら見たり、聞いたり、触れたり、感じたり、考えたりしながら、
「もの」や「こと」のもつ面白さや不思議さに気付き、
「もっと～したい」
「～してみれば、どうかな」
とさらに関わりを広げたり深めたりしていきます。

そのとき、すぐそばにいる保育者や友達の様子に目をとめ、のぞきこみ、真似を始めます。そこから感情が表情や仕草、言葉となって表出されたり、徐々に友達存在に気付いたりしていきます。保育者や友達と一緒に遊ぶことの楽しさを感じたり、時には、友達と衝突して、トラブルが起こったり葛藤したりします。

乳幼児期の子どもたちは、このような「遊び」を通して、好奇心や探究心をかきたて、様々なことに気付き、発想を豊かにし、保育者や友達との関わりの中で自分らしさを発揮することや、衝突することを通して友達と折り合いを付けること、我慢すること、よいことや悪いことの区別、他者への思いやり、きまりを守ろうとする気持ちをもつことなどを学んでいきます。

その中で、子どもたちは、自分自身にも目を向けるようになります。嬉しい自分も悲しい自分も、伸びている自分も立ち止まっている自分も、すべて、自分であると受け入れていきます。

乳幼児期の子どもにとっては、自発的な活動としての「遊び」こそ、「人間形成の基盤となる学び」であると言えます。何かを学ぶために遊んでいるのではなく、「遊ぶこと」自体が目的であり、遊ぶ中で非認知スキルを身に付けながら、個々が必要な学びを豊かに獲得しているのです。

各就学前教育施設においては、保育者及び保育者集団で、子どもの遊びがより充実するように、「子どもの主体性と保育者の意図とのバランス」に目を向けながら、日々の保育を考えていくことが大切です。

本指針では、(1)人とかかわること、(2)「もの」や「こと」とかかわること、(3)自分自身とかかわることの3つの視点から、乳幼児期における「遊びこむこと」の意味を考えます。

(1)人とかかわる

子どもは、就学前教育施設で同年代の友達と集団生活を送ります。その際、自分を温かく受け入れてくれる保育者との愛着関係や信頼関係を基盤に、自分の居場所を感じ、安心感をもってやりたいことに取り組むようになります。

子どもは、保育者や友達と一緒に様々な体験を重ねることを通して、喜びや悲しみを共感し合ったり、思いを伝え合ったり、友達のよさに気付いたりするようになります。



保育者や友達と一緒に遊ぶ

人との関わりが深まるにつれ、遊びの中で、共通の願いや目的をもち、それに向かって子ども同士が工夫し、協力するようになっていきます。

時には、自己主張のぶつかり合いから、葛藤やつまずきを経験することを通して、折り合いを付けることや自己を抑制することも学んでいきます。

そして、友達と一緒に遊びを進めていくことの楽しさや充実感を味わうようになります。

(2)「もの」や「こと」とかかわる

子どもは、身の回りにある自然に触れ、全身で自然を感じるにより、美しさや不思議さに気付きます。

また、身の回りにある様々なものに触れ、ものとの関わりを楽しみ、遊びを生み出していきます。

子どもは、遊びの中で、好奇心や探究心をもって自分から「もの」や「こと」に関わっていきます。そして、多様な見立てを楽しんだり、イメージを膨らませたり、繰り返し何度も関わったり、試したり、工夫したりするようになります。

そして、次第にその性質や仕組みに気づき、自分なりに使いこなせるようになります。



友達と協同して遊ぶ

このように、夢中になって遊びこむことにより、気付いたり発見したりすることの面白さを感じ、さらに様々な事象に興味や関心をもつようになります。

(3)自分自身とかかわる

子どもは、遊びこんでいく中で、「もの」や「こと」との関わりを深め、さらに遊びの面白さを感じ、繰り返し試すことやものの性質や仕組みに気付くことの楽しさを味わいます。

また、その過程で友達との関わりを深め、一緒に遊んだり活動したりすることの楽しさや充実感を味わうとともに、友達のよさや特性に気付くようになります。

このように、人との関わりや、「もの」や「こと」との関わりは、別々に起こるのではなく、遊びや生活の中で、人や「もの」や「こと」と同時に絡み合いながらかかわっており、子どもは、それらの関わりを通して、自分自身についても見つけ、振り返るようになっていきます。

子どもは、友達と一緒に遊ぶことを心から楽しんだり、物事をやり遂げようとする自分を誇らしく感じたり、なかなかできない自分の不甲斐なさを感じたり、様々な深い感情を体験しながら成長していきます。

就学前教育施設においては、子どもが、友達との関わりを広げたり、深めたりしながら、時間が経つのも忘れ夢中で遊びこむことができる状況づくりも重要です。

○ 時間的環境の保障

子どもが、したい遊びを見付け、関わり、おもしろさを感じて夢中になって遊びこむ姿を見せるまでには、ある程度の時間が必要です。しかし、行事に追われ、遊びこむ姿が見られる前に片付けの時間になる、ゆったりとした気持ちで子どもたちに関わるできないなど、保育者の悩みの声が聞かれています。

行事は、子どもの生活に変化や潤いを与えるものであることを踏まえ、本当に必要なもの以外を整理したり縮小したり、子どもが主体的に取り組める内容に改善したり、全職員で行事やカリキュラム等の見直しを行っていく必要があります。そして、おもしろさを感じ、夢中になるまでの時間や、時間が経つのも忘れて夢中になって遊びこむ時間を保障することで、子どもは「あ〜面白かった」「明日も続きがしたいな」と満足感や充実感いっぱい今日の遊びを終えることができ、明日へと育ちや学びが繋がっていきます。

○ 空間的環境の見直し

就学前教育は環境を通して行う教育であり、その環境をだれが、どうつくるのかは大変重要です。

子どものやりたいがままに任せてしまうと、それは教育ではなくなります。また、保育者に任せられた環境の中では、「子どものやりたいこと」と「保育者のさせたいこと」にズレが生じ、遊びが続かず終わってしまうことがあります。環境は、子どものやりたいことが実現に向かっていけるよう、子どもと保育者が一緒につくっていくものです。

また、近年、幼稚園や保育所の統廃合が進む中、子どもの数と施設の規模が合っていないという課題も見られています。友達との関わりが生み出せるよう、クラスの配置やものを置く場所など、各就学前教育施設の実態に応じて工夫する必要があります。

○ 人的環境としての自覚

保育者は、人的環境として子どもの遊びに大きく影響します。心を解放して子どもたちと一緒に遊ぶことで、子どもの様々な思いを共有することができます。このことは、子どもへの理解につながる一歩だと言えるでしょう。

また、子どもの行動は、全てにおいて意味があると言われていています。今、見せている行動は、どういう思いからの行動か、何をしようとしているのかなど、意味ある行動として肯定的に見取れる保育者が側にいることで、子どもたちの可能性は広がっていきます。

ことの善し悪しの判断をマニュアル化し、全てをそれに当てはめて指導をすることは、誰にでもできることです。保育者は、子どもの育ちを支えるプロです。そのことを自覚し、まずは、子どもの姿を肯定的に見取り、状況に応じて判断する力を養っていく必要があります。

○ 遊びの大切さへの理解を得る

就学前教育は、小学校以降の教科を中心とした教育と違い、遊びを中心とした教育であることから、外部からは学びが見えにくい教育です。そのため、夢中になって遊んでいる我が子を見て、楽しそうな様子は理解できても、こんなことばかりさせていいのかと不安を抱えている保護者も少なくありません。

遊びを通して何が育っているのか、日々の遊びの姿から保護者や小学校などに分かりやすく伝え、遊びの大切さへの理解を得ることも、子どもの遊びを保障することにつながります。子どもは伸び伸びと遊ぶことを通して、豊かな学びを獲得していくことができるのです。

2 つながる・・・連携の推進

(1) 家庭とつながる

- 保護者の就学前教育に関する理解が深まるような取組みを推進します。
- 就学前教育施設が、子育てにおける相談機関としての機能を充実させ、保護者と子どもが共に育ち合えるような子育ての支援の取組みを推進します。

乳幼児の生活は、家庭を基盤として、地域社会を通じて次第に広がりをもつため、家庭との連携を十分に図り、就学前教育施設における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちながら展開されるよう配慮していくことが必要です。

家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と子どもの活動の機会を設けたりすることにより、保護者が就学前教育施設や保育者に対して信頼感をもち、就学前教育に関する理解が深まるようにすることが大切です。

また、地域社会とのつながりが希薄化し、核家族化や少子化に伴い子育てに対する不安感や孤立感を感じている保護者が増加する中で、生活習慣の定着が困難であったり、保護者による虐待等の問題が起こったりしています。このため、就学前教育施設が、子育てを担う保護者の思いに寄り添いながら、保護者と子どもが向き合い、互いに育ち合えるような子育て支援の取組みを進めていくことが大切です。

さらに、幼稚園や認定こども園においては、家庭や地域の実情に応じ、家庭的な雰囲気や無理のない一日の流れに配慮した預かり保育の体制づくりを行うことも必要です。

<具体的な方策>

■ 就学前教育施設においては

- ・保育参観、保育参加の実施
- ・園便り等で、園の教育・保育についての発信
- ・家庭教育学級（市町教育委員会、PTA 等が中心になって行う親等の学習の場）の開催
- ・子育て情報の提供
- ・保護者同士の交流活動の支援
- ・子育て支援に係る保護者への研修の充実

■ 設置者においては

- ・子育て支援ネットワークづくり、人材バンクの設置
- ・子育てリーダーの育成のための研修会（保育者・保護者対象）の実施
- ・家庭教育学級の開催の支援

■ 県・県教育委員会では

- ・子育て支援等の実施状況の把握、設置者に対する先進的な取組みの紹介
- ・家庭教育相談（電話相談、面接相談）、家庭教育に関する啓発冊子の配布
- ・家庭教育啓発月間や「早寝早起き朝ごはん」運動の推進などによる家庭教育の啓発
- ・就学相談、就学前定期的相談・指導事業（特別な支援を必要とする幼児に対して）
- ・学校等への訪問による家庭教育の啓発
- ・保護者同士が子育てについて学び合える場の提供
- ・非認知スキル向上に向けた取組みの啓発



(2) 地域や関係機関等とつながる

- 子どもが地域の自然に触れたり、地域の人々と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組みを推進します。
- 就学前教育施設や設置者が、関係機関や専門機関との連携が図れるよう支援を行います。

子どもの生活は、家庭を基盤として、地域社会、就学前教育施設と連続的に営まれており、その中で子どもの望ましい発達は図られていきます。しかし、現在、地域の自然と触れ合ったり、地域の人々と交流したりするなどの直接的具体的な体験が不足しています。

そのため、就学前教育施設では、地域の自然や、児童館、公民館等の施設、多様な人材などの地域の資源を積極的に活用することで、子どもの心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を設けることが必要です。

また、就学前教育施設が、地域における子育て支援のセンター的役割を果たしていくためにも、就学前教育施設を地域に開放したり、保護者が悩みを出し合って相談したりできるような場の提供に努めることも大切です。

一方、関係機関や専門機関とも連携を進めていく必要があります。特別な支援を必要とする子どもについては、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、専門的な助言や援助を活用しながら適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切です。

また、本県における児童虐待相談対応件数は年々増加し、深刻化していることから、家庭や地域、専門機関との連携を十分に行いながら、子どもの安全を確保するための早期発見・早期対応に努めることが必要です。さらには、保育者自身が、子どもに身体的、精神的苦痛を与えないよう、子ども一人一人の人格を尊重して教育・保育を行わなければなりません。

<具体的な方策>

■ 就学前教育施設においては

- ・ 関係機関や専門機関との積極的な連携の推進
- ・ 地域の資源（地域の自然、人材、行事や公共施設など）の積極的な活用
- ・ 未就園児への園庭、園舎の開放と、その保護者への子育ての情報提供
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした就学前教育施設内委員会の設置
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- ・ 「人権擁護のためのセルフチェックリスト（作成：全国保育士会）」などの活用

■ 設置者においては

- ・ 地域人材の活用や関係機関等との連携のための支援体制づくり
- ・ 特別な支援を必要とする子どもに係る職員の配置

■ 県・県教育委員会では

- ・ 関係機関や専門機関に関する情報収集、情報提供
- ・ 特別支援学校教員による、巡回相談（発達障害等のある幼児対象）や連携訪問
- ・ 特別な支援を必要とする子どものための個別の教育支援計画やサポートファイル「かけはし」の作成と活用の促進

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等が互いにつながる

○ 就学前教育の充実が図られるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を推進するとともに、各設置者において、地域の実情に応じた適切な各就学前教育施設の在り方について検討できるよう、支援を行います。

平成27年4月、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度においては、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及が図られ、また、新たに保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する「地域型保育事業所（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」ができました。

地域型保育では、連携施設が設定されることとなっており、さらに、平成28年度からは、企業主導型保育所も始まったこと、平成29年に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育保育・要領の同時改訂が行われ、教育・保育内容の整合性が図られたことなどにより、各施設においては、これまで以上に、就学前教育のあり方を共有するとともに、同じ地域の子どもを育て教育をする場として、子どもの育ちや学びをつなぐ連携を推進していくことが求められています。

しかし、現在、こども園では、幼稚園から来た職員と保育所から来た職員の相互理解が難しく、職員間でどう連携し教育・保育を進めていけばいいか戸惑っている現状があります。幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が、互いの教育・保育についての理解を深め、子どもの豊かな育ちにつなげていくことが大切です。

そこで、まず、設置者が、幼稚園・保育所・認定こども園等の合同研修（以下「幼・保・こ合同研修」という。）や保育参観等を行い、各就学前教育施設の保育者が互いに学び合う場を設け、互いの教育・保育内容や子どもの育ちを理解するために、それぞれの教育・保育のよさを伝え合い、生かし合うことが大切です。そして、そのような取組みにより、就学前教育を充実させ、その成果が、小学校以降の教育につながるようにすることも大切です。

また、設置者が、市町や地域の実情に応じ、子どもの最善の利益のために今後の就学前教育の在り方について、幼児教育アドバイザーなどを交えて検討を進めたり、情報収集を行ったりすることも必要です。

<具体的な方策>

■ 就学前教育施設においては

- ・ 互いの教育・保育の相互理解を図るため、幼・保・こ合同研修の実施
- ・ 子ども同士の交流活動の実施

■ 設置者においては

- ・ 就学前教育の在り方に関する検討会の設置
- ・ 幼・保・こ合同研修の実施
- ・ 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の職場体験研修
- ・ 地域の実情に応じた幼稚園教諭、保育士、保育教諭の人事交流



■ 県・県教育委員会では

- ・ 研修の一元化の推進（幼・保・こ・小理解研修会、幼児教育香川県研究協議会など）
- ・ 関係課との連携を図った設置者への情報提供

(4) 小学校とつながる

- 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図った教育内容や指導方法、5歳児と小学校児童との交流や職員間の連携などについての研究・実践の取組みを推進します。
- 地域内の就学前教育施設と小学校の連携を図るため、市町の支援体制づくりを促します。

一人一人の興味関心に基づいた遊びを中心とした生活を通して、総合的な指導をする就学前教育と、集団的な学びを通して教科学習等の指導をする小学校教育とは、子どもの生活や教育方法が異なっています。この移行に際し、保育者と小学校の教員の間で、特別な配慮を必要とする子どもについて、育ちや支援の引継ぎをするという連携はこれまでもよく行われていたが、子どものよさや可能性などの引継ぎの連携が十分でなかったため、小学校入学後、学校生活への適応を図ることが難しい児童の実態があります。

今後は、就学前教育から小学校教育への移行を円滑にしていくために、全ての子どもについて、発達と学びの連続性を確保していく必要があります。子どもの発達と学びの連続性を確保するためには、保育者と小学校の教員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、育ちや学びをつなぐなどの連携を図り、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点を明らかにしながら、理解を深めることが大切です。また、就学前教育施設で育まれた育ちや学びを小学校に引き継ぐための指導要録及び保育要録についても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、育まれている資質・能力の捉え、指導の足跡と育ちつつある姿を、日常の保育記録をもとに保育者自身の言葉で書いていくことが大切です。

一方で、小学校においては、就学前教育施設から送付された指導要録及び保育要録を1年生の指導要録と併せて保管したり、個々への指導の手がかりとなる資料として活用するなど、常に振り返りながら指導に生かせるよう扱い方を工夫する必要があります。

〈具体的な方策〉

- 就学前教育施設においては
 - ・円滑な接続を図る教育課程編成についての研究・実践
 - ・遊びを通して「幼児教育において育みたい資質・能力」を培う総合的な教育・保育の充実
 - ・集団生活に関する指導の充実
 - ・協同して遊ぶ経験の充実
 - ・小学校児童との交流活動の実施
- 小学校においては
 - ・就学前教育施設が作成した指導要録・保育要録、サポートファイル「かけはし」の活用
 - ・低学年における具体的な体験を重視した指導の工夫
 - ・生活科を核とした、自己を発揮できるスタートカリキュラムの作成、実施、充実
 - ・5歳児と小学校児童との交流活動の実施、事前・事後の話し合いを通じた職員間の相互理解
 - ・入学予定者を対象とした体験入学の実施
- 設置者においては
 - ・保育参加、授業参加を通じた幼・小の合同研修会の実施
 - ・域内の就学前教育関係者と小学校等の関係者による連絡協議会の設置
- 県・県教育委員会では
 - ・幼・保・こ・小理解研修会の実施
 - ・就学前教育から小学校教育への移行を円滑にするモデルカリキュラムの紹介
 - ・小学校教員の就学前教育施設への長期にわたる派遣研修もしくは人事交流

(5) 大学等の養成機関とつながる

○ 実習生を受け入れる就学前教育施設は、教育・保育実習の目的を十分理解し、実りある経験となるよう、大学等の養成機関と連携を図りながら未来の保育者の養成に努めます。

教育・保育実習の目的は、就学前教育施設や子どもに対する理解を深め、教育・保育実践力を身に付け、学部でそれまで学んできた理論と融合を図り、さらに保育者としての質を高め充実させようとするものです。

就学前教育施設においては、実習生を受け入れる際、このことを十分に理解し、先輩保育者の保育を観察することでの学びが経験できるばかりではなく、実際の就学前教育の現場で行っている保育のプロセスについて、具体的な実践が体験できるようにすることが重要です。その際、一人一人の持ち味を生かすことや、失敗から学びにつなげる指導を行うことなどについても配慮していく必要があります。

また、保育室の掃除や壁面掲示などの環境整備も、単にやるべきこととして任せるのではなく、子どもにとってどういう意味があるのかを伝え、大切な業務の一つとして取り組めるよう丁寧に関わっていくことで、教育・保育実習における貴重な経験として価値が生まれます。

教育・保育実習を経験することで、「保育って難しいけど面白い」「保育者になりたい」という思いを強くもち、その後の勉学に励むとともに、採用された後も、その思いを支えに様々な困難な状況に出くわしても、乗り越えて行こうとする人材を育成できるよう、就学前教育施設と大学等の養成機関が連携を図りながら、取り組むことが大切です。

<具体的な方策>

- 就学前教育施設においては
 - ・ 就学前教育施設の方針の事前説明
 - ・ 先輩保育者の研究保育
 - ・ 実習生による部分保育や一日担任
 - ・ 保育後の振り返りや実習録における指導
- 設置者においては
 - ・ 預かり保育や延長保育等での学生ボランティアの募集等
- 大学等の養成機関においては
 - ・ 各就学前教育施設への事前説明
 - ・ 巡回指導等の実施
- 県・県教育委員会では
 - ・ 実習生の円滑な受入れに対する就学前教育施設への助言
 - ・ 大学等と連携した保育者研修の実施



3 ささえる・・・保育者等の資質向上、教育・保育環境の充実

(1) 研修の充実を図る

- 保育者のキャリアステージ、教育課題に対応した研修会を開催するよう努めます。
- それぞれの地域や就学前教育施設の実情に応じた研修が推進されるよう支援を行います。

保育者は、社会の信頼と期待に応えるべく、子どもの健やかな心身の成長を促すための教育・保育を行います。また、保護者やその他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供を行うなどの役割も担っています。

そのため、就学前教育施設内外での研修を活性化し、保育者のキャリアステージに対応した資質向上を図り、子どもへの理解、場に即した保育者の役割、保育を組み立てる力、保育の評価や保育者集団の一員としての協働性など、就学前教育の専門性を高めていくことが重要です。

また、教育・保育は様々な人材によって支えられており、全職員が連携して進めていく必要があることを踏まえ、研修対象者を広げるなど、就学前教育に関わる全職員の資質向上を目指す必要があります。

就学前教育施設内外における研修の目的や目標を明確化し、研修方法や内容の精選を行い、効率的な研修体制を整え、実践的な研修を行うとともに、保育者が安心して研修等に参加できるよう、人材配置の充実や代替職員の確保などの体制を整えていくことが望まれています。

<具体的な方策>

- 就学前教育施設においては
 - ・教育・保育の質の向上や問題解決に向けた園内研修の充実
(研修時間の積極的な確保や研修方法の工夫)
 - ・ミドルリーダー研修の充実
 - ・就学前教育施設の課題の明確化と参画意識をもった自主的な研修会の運営
 - ・教育・保育課題に対応する研修の充実(子育ての支援、特別支援教育、人権尊重、虐待等)
 - ・他の就学前教育施設や、小学校との合同研修の開催
 - ・外部からの指導者や幼児教育アドバイザーを招聘する研修の推進
- 設置者においては
 - ・地域や幼児教育施設の課題やニーズに応じた研修内容の充実と研修方法の工夫
 - ・市町間や関係機関、大学等の研究・養成機関との連携協力や合同研修等の推進
 - ・関係研究機関への研修支援事業の充実や代替職員の確保等、研修体制の整備
 - ・就学前教育に関する情報収集と就学前教育施設への情報提供
- 県・県教育委員会では
 - ・各種研修会の開催
 - ・支援員等の派遣事業の実施(大学教員等からなる幼児教育支援員の派遣など)
 - ・幼児教育スーパーバイザーの派遣
 - ・市町、市町教育委員会、研究団体への指導・助言

(2) 教育・保育環境の整備を進める

- 各設置者において、国の定めた設置基準を遵守した適切な保育者等の職員配置や、施設整備の推進に努めるよう指導・助言を行います。

就学前教育施設においては、教育内容の充実・遊びの充実とともに、特別な配慮を必要とする子どもへの指導、幼稚園・保育所・認定こども園等間の連携や小学校との接続、子育ての支援や預かり保育の実施など、様々な役割を果たすことが求められています。このような就学前教育施設の役割を果たしていくためには、適切な保育者等の職員配置や施設整備の推進が大切です。

現在、各就学前教育施設において、保育者不足が深刻な問題となっており、正規の保育者数が学級総数より少なく、講師が学級担任をしている、定員まで子どもを受け入れることができないなど、厳しい状況があります。就学前教育の質の維持や向上を図るためには、専任の園・所長を配置し、その専門性を生かした園経営を行うことや、正規の保育者による学級担任の配置が望まれています。

近年、アレルギー疾患や熱中症など、子どもの命に関わる問題が深刻となってきています。各就学前教育施設においては、全職員が最大限の注意を払って対応する必要があるとともに、専門的な知識をもつ看護師や養護教諭等の配置が必要とされています。

特別な支援を必要とする子どもについては、個別の指導計画等の作成や、専門機関との連携など、子ども一人一人の特性や発達に応じた指導が重要であり、各就学前教育施設の状況に応じた特別支援教育支援員等の配置が必要です。また、国際化の進展の中で、外国につながる子どもが円滑に教育・保育を利用できるようにするためには、市町と連携しそれぞれの事情に応じた丁寧な支援を行う必要があります。

預かり保育においても、専任の職員の配置等、適切な指導体制を整えるとともに、専用の保育室など、各園の施設や人数の状況に応じて、必要な施設設備等について整備することが必要です。また、事務内容の煩雑化・事務量の増加により、園長をはじめ職員が多くの時間を事務処理に費やさなければならず、本来の業務を遂行できない現状があることを踏まえ、各就学前教育施設に事務職員の配置が望まれています。

また、子どもの主体的な活動が確保される施設整備を推進するとともに、各就学前教育施設の耐震化、外壁落下防止、ガラスなどの破損・落下防止、災害時における安全確保及び避難経路の確保、AEDの設置、遊具の安全点検など、安全対策等のリスクマネジメント、また、門やフェンスなどの設置・改修、防犯監視システム・インターホン等の設備設置などの防犯対策を進めていくことが必要です。

<具体的な方策>

■ 設置者においては

- ・専任の園長や所長の配置及び、正規保育者による学級担任配置
- ・養護教諭や看護師、及び特別支援教育支援員等の適切な職員配置
- ・外国につながる子どもを受け入れるための支援
- ・預かり保育における、適切な職員配置と施設設備等の整備
- ・子どもの主体的な活動が確保される施設整備
- ・安全対策等のリスクマネジメント、防犯対策の実施

■ 県・県教育委員会では

- ・専任の園長や所長の配置、適切な正規保育者の配置（講師の学級担任の抑制）、特別支援教育支援員や預かり保育専任職員の配置の促進
- ・外国につながる子どもの受入れに関する情報提供
- ・施設の安全・防犯対策の実態把握、啓発
- ・国の補助制度の活用に関する情報提供、促進
（学校施設環境改善交付金…大規模改造、防災機能強化事業など）
- ・学校防災アドバイザー派遣事業などの実施

(3) 就学前教育の推進体制を構築する

- 各就学前教育施設で行われる教育・保育の質が高いものとなるよう、就学前教育を主担当とする指導主事や幼児教育アドバイザー等による指導・助言を行います。
- 就学前教育を主担当とする指導主事や幼児教育アドバイザー等の資質・向上に努めます。

就学前教育では、保育者が、子どもの内面の思いに心を寄せて肯定的に姿を見取り、認め、励ましなが、「物事をやり抜く力」や「自制心」「協調性」「思いやり」など、生きる力の基となる心情・意欲・態度を育てていくことを大切にしています。

また、各就学前教育施設においては、常に自分たちの実践について振り返り、子どもへの理解を深めながら、指導の改善に生かすようにすることが求められており、ほとんどの就学前教育施設において園内研修等で振り返りの時間を設け、討議がなされています。

教育・保育の内容について、より適切な評価を行うことができる仕組みづくりを進めていく必要があります。市町の指導訪問においても、日々行われているありのままの保育を公開し、保育後は、保育者、指導主事、教育委員、幼児教育アドバイザー等が、それぞれの立場から見た子どもの姿について話し合う場をもつなど、普段の園内研修以上に子どもへの理解を深めることができる実りのある研修の場となるようにすることが、就学前教育の質を高めることにつながります。

また、就学前教育を主担当とする指導主事や幼児教育アドバイザーは、国の動向や他の都道府県及び市町の就学前教育の状況を把握し、情報交換を行いながら自己研鑽に努め、指導・助言者としての力量を高めていく必要があります。

<具体的な方策>

- 設置者においては
 - ・ 就学前教育を主担当とする指導主事や幼児教育アドバイザーの配置
 - ・ 幼児教育スーパーバイザー派遣を活用した指導訪問の実施
 - ・ 指導訪問における討議を中心とした指導の在り方の工夫
- 県・県教育委員会では
 - ・ 国の研修会等に参加、市町への情報提供
 - ・ 市町の指導訪問に係る幼児教育スーパーバイザーの派遣の実施
 - ・ 幼児教育アドバイザー連絡協議会などの開催
 - ・ 就学前教育関係部局の連携を図るための体制の在り方の検討



Ⅲ 参考資料

1 香川県における就学前教育の現状

○ 就学前教育の現状



■01 就学前教育施設数、乳幼児・幼児、本務教員・保育士数等

(R1.5.1 学校基本調査)

		幼稚園数 (分園を含む)	幼児数	本務教員数
幼稚園	国立	1	136	7
	公立	94	4,717	571
	私立	33	4,891	438
	計	128	9,744	1,016
全国		10,069	1,145,574	93,593

(H31.4.1 子ども家庭課調査)

		保育所数 (分園を含む)	乳幼児数	本務保育士数
保育所	国立	—	—	—
	公立	83	7,960	1,551
	私立	80	8,513	1,649
	計	163	16,473	3,200
全国		23,573	2,552,529	不明

(R1.5.1 学校基本調査)

		幼保連携型 認定こども園数 (分園を含む)	乳幼児数	本務教員数
幼保連携型 認定こども園	国立	—	—	—
	公立	27	2,927	498
	私立	26	3,339	602
	計	53	6,266	1,100
全国		5,276	695,210	109,526

■02 就学前教育施設（分園を含む。）数の推移

〔幼稚園数〕

(R1.5.1 学校基本調査)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
公立	141	140	140	141	139	139	133	122	118	114	109	94
私立	36	36	36	36	35	35	35	35	35	33	33	33

〔保育所数〕

(H31.4.1 子ども家庭課調査)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
公立	126	124	125	121	119	118	115	103	98	95	93	83
私立	80	82	81	86	90	90	91	91	92	91	87	80
地域型 保育事業所								2	10	18	27	31

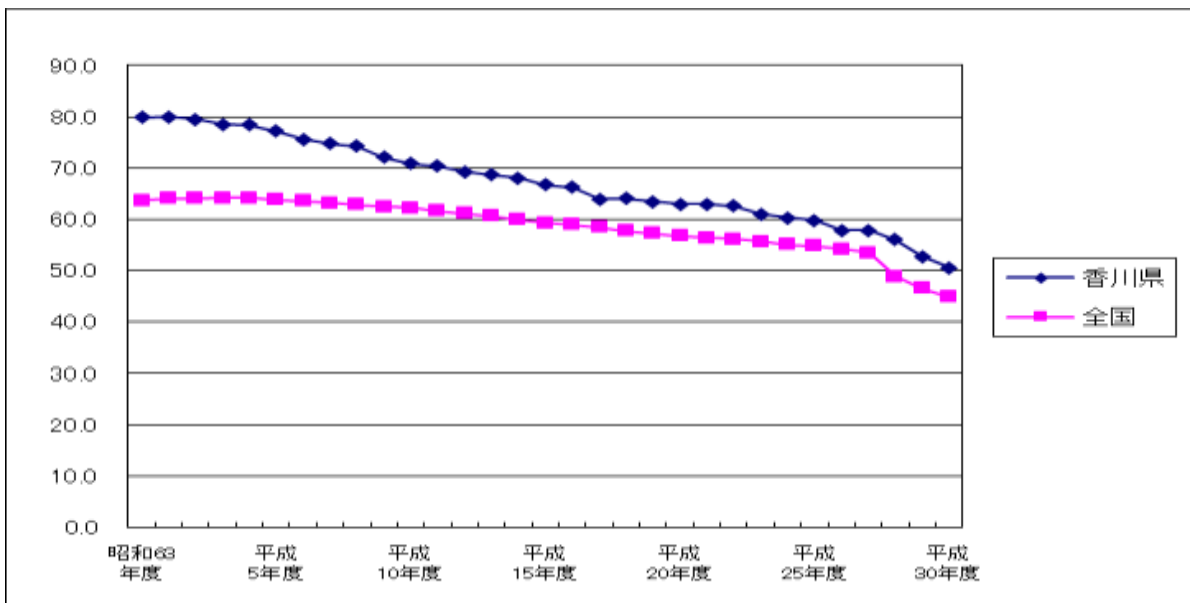
〔幼保連携型認定こども園数〕

(H31.4.1 子ども家庭課調査)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
公立								7	13	16	16	27
私立								4	4	9	17	26

■03 幼稚園就園率

(H30 学校基本調査)

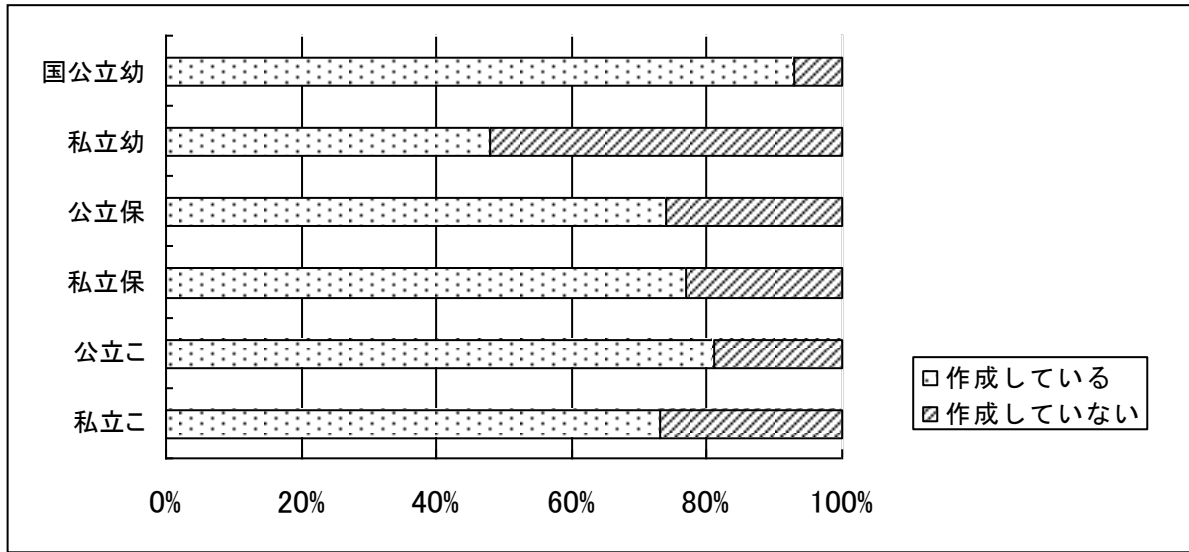


(注) 幼稚園就園率 (%) = $\frac{\text{当該年3月幼稚園修了者数}}{\text{当該年度小学校第1学年児童数}} \times 100$

○ 園内研修の実施状況

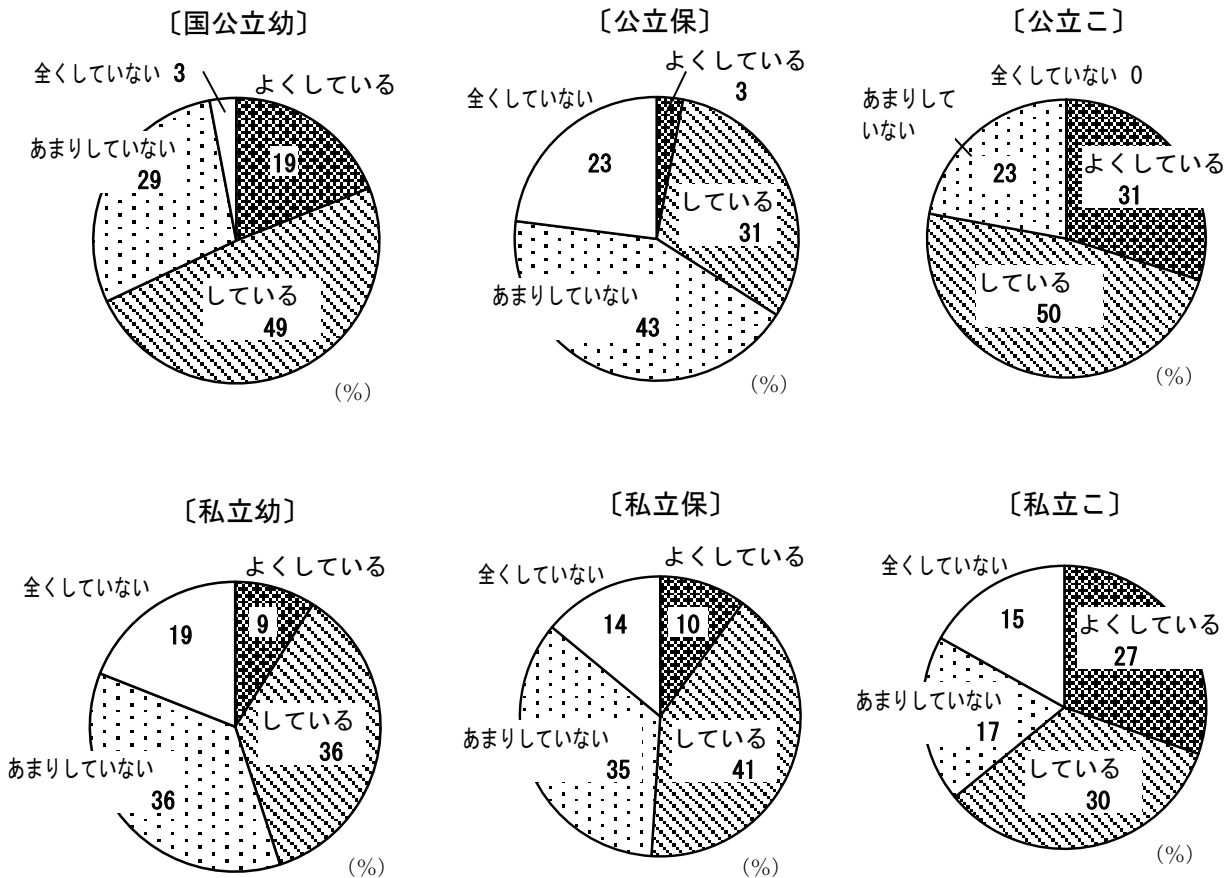
(R1 県教委、総務学事課、子ども家庭課調査)

■04 研修年間計画の作成



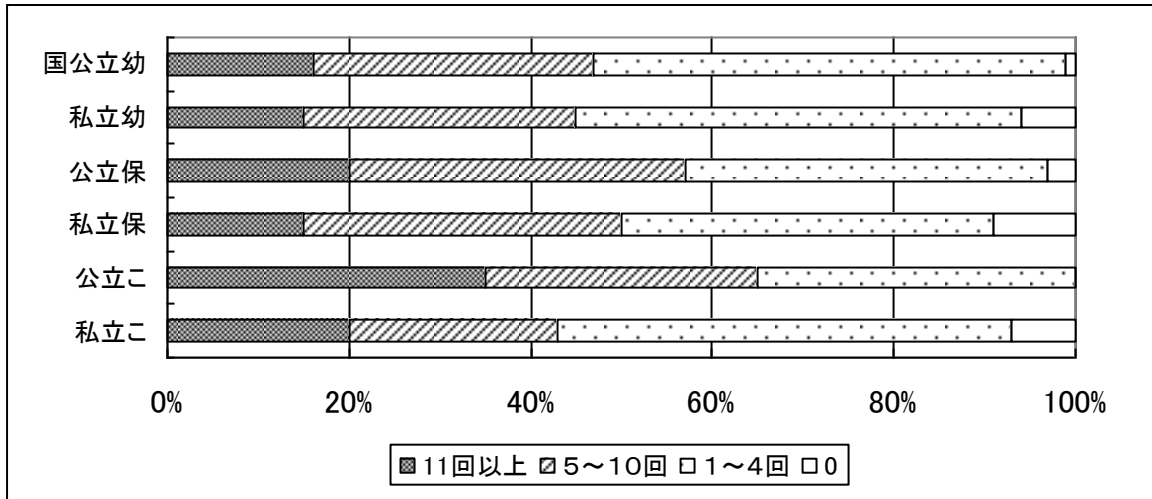
■05 指導・助言者を招聘した園内研修の実施状況

(R1 県教委、総務学事課、子ども家庭課調査)



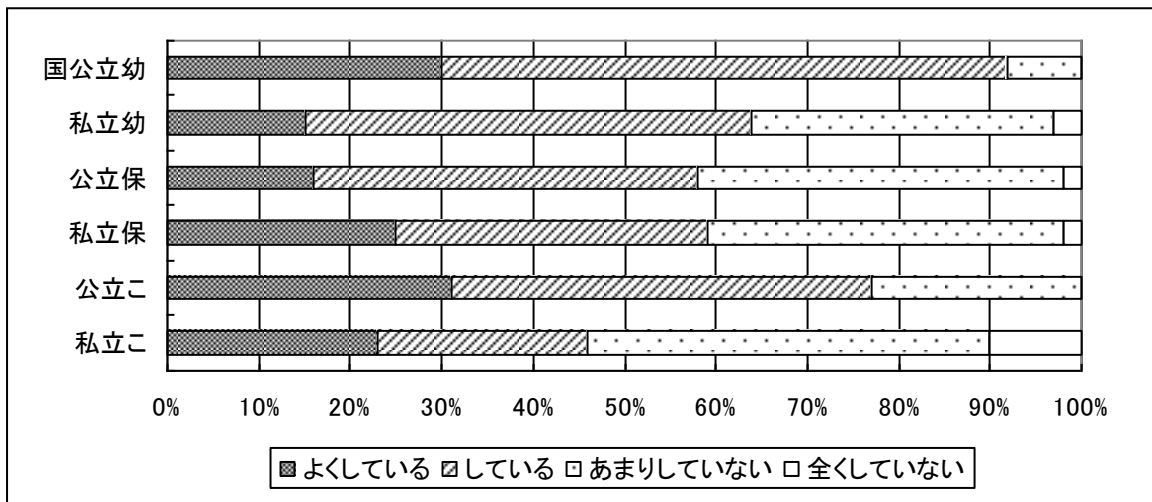
■06 研究保育の実施状況

(R1 県教委、総務学事課、子ども家庭課調査)



■07 事例研究の実施状況

(R1 県教委、総務学事課、子ども家庭課調査)



■08 園内研修の課題 (令和元年度) 複数回答可とした回答数

(R1 県教委、総務学事課、子ども家庭課調査)

	国公立幼		私立幼		公立保		私立保		公立こ		私立こ	
	課題	回答数	課題	回答数	課題	回答数	課題	回答数	課題	回答数	課題	回答数
1位	時間確保	75	時間確保	29	時間確保	71	時間確保	62	時間確保	25	時間確保	25
2位	議論の深まり	57	情報共有	23	情報共有	56	議論の深まり	43	情報共有	18	議論の深まり	19
3位	要領の活用	42	指導者確保	12	議論の深まり	54	参画意識	42	議論の深まり	17	情報共有	17
4位	情報共有	38	議論の深まり	11	指針の活用	39	情報共有	40	参画意識	12	指導者確保	13
5位	リーダーシップ	29	参画意識	9	指導者確保	30	指導者確保	22	要領の活用	11	参画意識	12
6位	参画意識	26	要領の活用	8	参画意識	28	指針の活用	21	リーダーシップ	8	要領の活用	8
7位	指導者確保	21	リーダーシップ	5	リーダーシップ	28	リーダーシップ	18	指導者確保	6	リーダーシップ	8

※ ■ は、同数・同順位

○ 小学校教育との接続

■09 幼小接続の状況

(R1 幼児教育実態調査)

連携から接続への発展する過程のおおまかな目安		市町数
ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い	0 市町
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である	1 市町
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない	10 市町
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている	5 市町
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている	1 市町

■10 5歳児と小学校児童の交流を実施している就学前教育施設数（割合）

(R1 県教委、総務学事課、子ども家庭課調査)

項 目	幼稚園		保育所		幼保連携型認定こども園	
	国公立	私立	公立	私立	公立	私立
交流を行っている	83 (91)	21 (64)	60 (69)	48 (62)	24 (92)	23 (77)
事前の話合いを行っている	79 (95)	17 (81)	60 (100)	37 (77)	21 (88)	14 (61)
事後の話合いを行っている	52 (63)	15 (71)	23 (38)	24 (50)	14 (58)	14 (61)
話合いは行っていない	7 (8)	8 (38)	12 (20)	19 (40)	1 (4)	7 (30)
交流を行うことが難しい	1 (1)	7 (21)	2 (2)	8 (10)	0 (0)	4 (13)

※事前事後の話合いの割合は、交流を行っている就学前教育施設における割合を示しています。

- ・事前の話合い…小学校教員との交流活動のねらいや内容等についての話合い
- ・事後の話合い…交流後、小学校教諭との成果や課題等についての話合い



○ 家庭や地域との連携の状況

■11 子育て支援事業（預かり保育以外）の実施状況（令和元年5月1日現在）

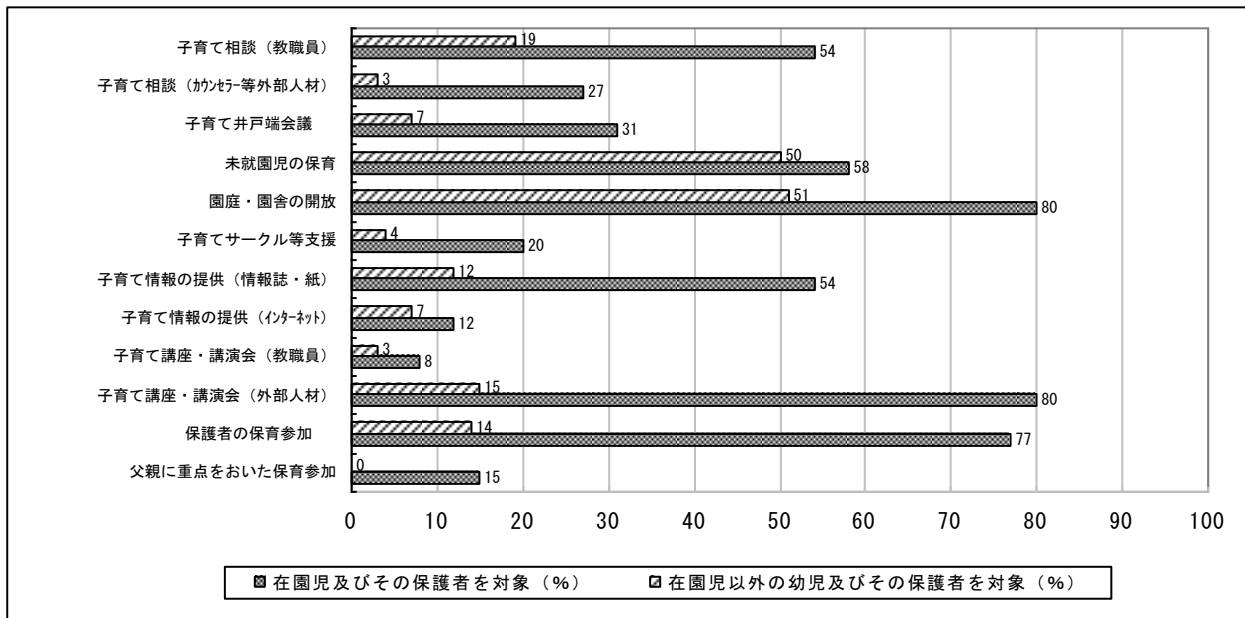
(R1 幼児教育実態調査)

		実施した		実施していない	
幼稚園		102	施設	21	施設
	公立	74	施設	16	施設
	私立	28	施設	5	施設
幼保連携型認定こども園		31	施設	8	施設
	公立	21	施設	5	施設
	私立	10	施設	3	施設

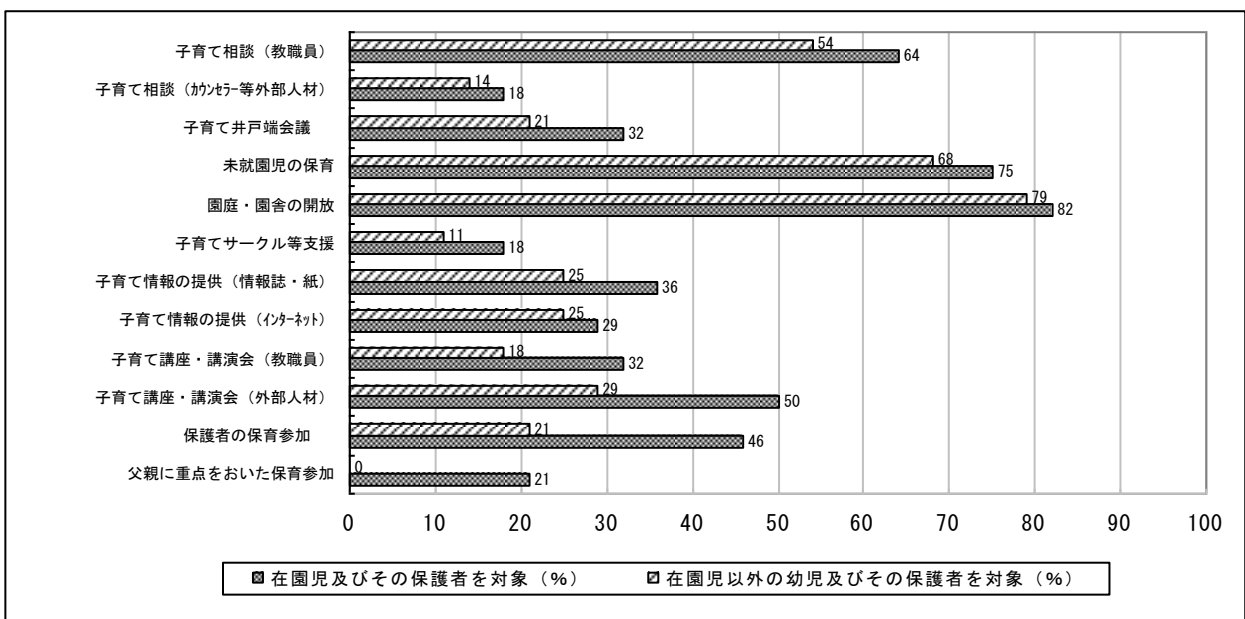
■12 子育て支援事業（預かり保育以外）の内容（令和元年5月1日現在）

(R1 幼児教育実態調査)

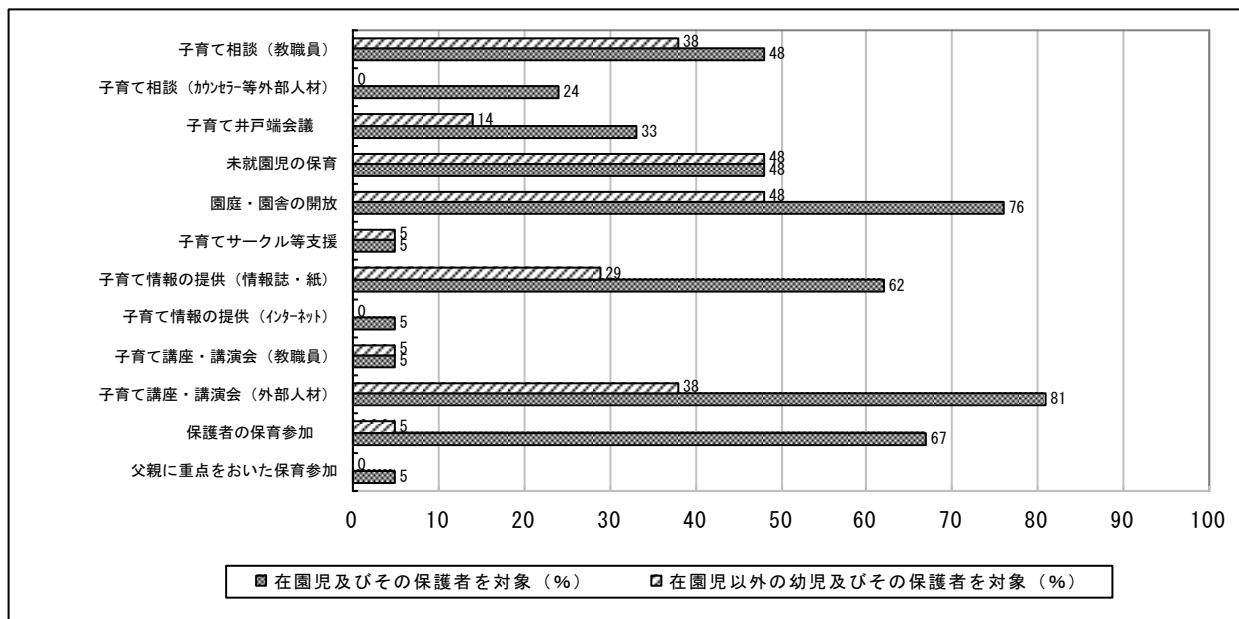
〔国公立幼稚園〕



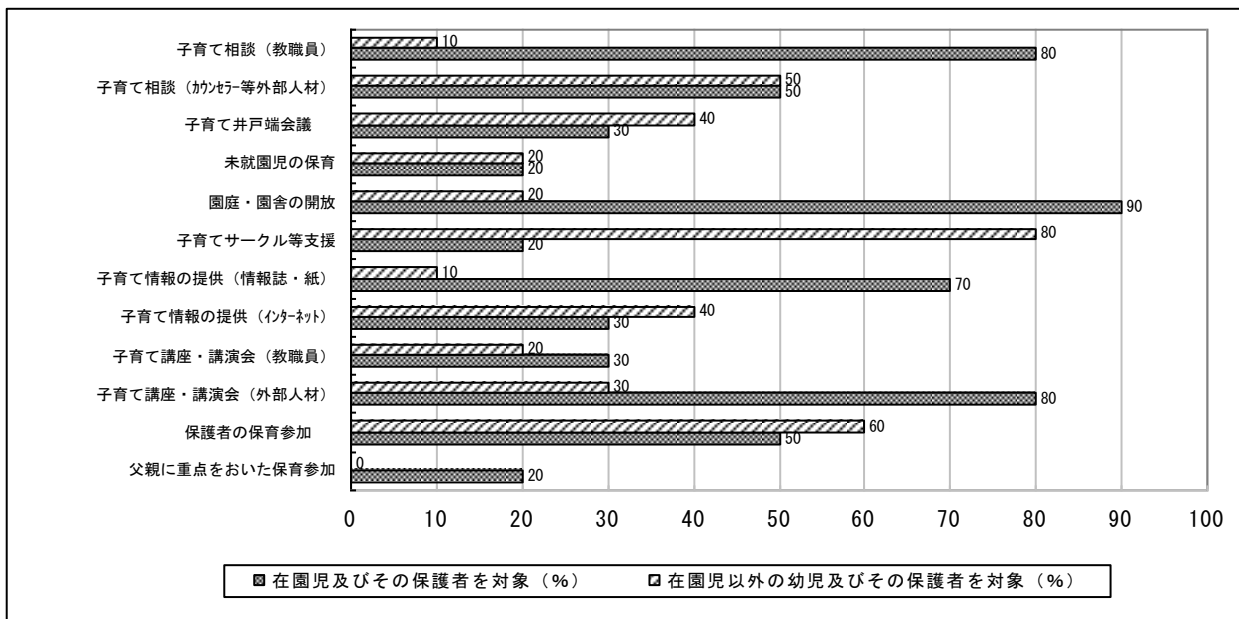
〔私立幼稚園〕



〔公立幼保連携型認定こども園〕



〔私立幼保連携型認定こども園〕



■ 13 預かり保育の実施状況 (令和元年5月1日現在)

(R1 幼児教育実態調査)

		実施した		実施していない	
		施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
幼稚園		82	施設	41	施設
	公立	49	施設	41	施設
	私立	33	施設	0	施設
幼保連携型認定こども園		28	施設	11	施設
	公立	18	施設	8	施設
	私立	10	施設	3	施設
合計		110	施設	52	施設

○ 教育・保育環境の整備

■14 外国人幼児が在籍する幼児教育施設に対する支援状況

(R1 幼児教育実態調査)

実施している	1 市町
実施していない	16 市町

■15 外国人幼児の保護者に対する支援状況

(R1 幼児教育実態調査)

実施している	3 市町
実施していない	14 市町

○ 就学前教育の推進体制

■16 幼児教育に関する政策プログラムの策定

(R1 幼児教育実態調査)

策定済み	策定予定	策定しない	未定
9 市町	2 市町	0 市町	6 市町

■17 幼児教育アドバイザーの配置状況

(R1 幼児教育実態調査)

配置している	7 市町	幼児教育アドバイザーの人数			
		1 名	2 名	3 名	4 名
		3 市町	1 市町	2 市町	1 市町
配置していない	10 市町				



2 香川県における福祉、医療等の主な関係機関

(1) 子どもを虐待から守るために

※ 虐待の疑いがあると判断されたケースについては、躊躇することなく①～③の機関に相談又は通告をしなければなりません。

① 香川県の市町窓口一覧

	団体名	担当窓口	所在地	電話番号
1	高松市	こども女性相談課	〒760-8571 高松市番町1-8-15	087-839-2384
2	丸亀市	子育て支援課	〒763-8501 丸亀市大手町2-3-1	0877-23-2201
3	坂出市	こども課	〒762-8601 坂出市室町2-3-5	0877-44-5027
4	善通寺市	子ども課	〒765-8503 善通寺市文京町2-2-2	0877-63-6371
5	観音寺市	子育て支援課	〒768-8601 観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3957
6	さぬき市	子育て支援課	〒769-2395 さぬき市寒川町石田東甲 935-1	0879-26-9933
7	東かがわ市	子育て支援課	〒769-2792 東かがわ市湊 1847-1	0879-25-7830
8	三豊市	子育て支援課	〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3016
9	土庄町	福祉課	〒761-4192 小豆郡土庄町甲 559-2	0879-62-7002
10	小豆島町	健康づくり福祉課	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7038
11	三木町	まんdegan子ども課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3322
12	直島町	住民福祉課	〒761-3110 香川郡直島町 1122-1	087-892-2223
13	宇多津町	保健福祉課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877-49-8003
14	綾川町	子育て支援課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087-876-6510
15	琴平町	子ども・保健課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877-75-6719
16	多度津町	健康福祉課	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町1-1-91	0877-33-1134
17	まんのう町	福祉保険課	〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877-73-0124

② 児童相談所

	名称	所在地	電話番号	管轄区域
1	子ども女性相談センター	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、三木町
2	西部子ども相談センター	丸亀市土器町東8-526 香川県中讃保健福祉事務所2階	0877-24-3173	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾川町、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町

③ 香川県福祉事務所

	団体名	担当窓口	所在地	電話番号
1	小豆総合事務所	保健福祉課	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1373
2	東讃保健福祉事務所	健康福祉総務課	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8253
3	中讃保健福祉事務所	生活福祉総務課	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9960

④ 警察関係担当窓口一覧

	警察署名等	担当窓口	所在地	電話番号
1	香川県警察本部	人身安全対策課	高松市番町4-1-10	087-833-0110
2	東かがわ警察署	生活安全刑事課 (生活安全係)	東かがわ市三本松1723-2	0879-25-0110
3	さぬき警察署	生活安全課	さぬき市志度1028-1	087-894-0110
4	高松東警察署	生活安全課	木田郡三木町大字平木56-4	087-898-0110
5	小豆警察署	生活安全刑事課 (生活安全係)	小豆郡小豆島町苗羽甲1351-1	0879-82-0110
6	高松北警察署	生活安全課	高松市西内町2-30	087-811-0110
7	高松南警察署	生活安全課	高松市多肥上町1251-8	087-868-0110
8	坂出警察署	生活安全課	坂出市江尻町1204-1	0877-46-0110
9	高松西警察署	生活安全課	綾歌郡綾川町滝宮1332-1	087-876-0110
10	丸亀警察署	生活安全課	丸亀市新田町1-7	0877-22-0110
11	琴平警察署	生活安全課	仲多度郡琴平町五條620-1	0877-75-0110
12	三豊警察署	生活安全課	三豊市高瀬町下勝間2335-1	0875-72-0110
13	観音寺警察署	生活安全課	観音寺市昭和町2-1-55	0875-25-0110

出典：『かがわ 子ども・若者 相談・支援機関ガイドブック（改訂版）（香川県健康福祉部 2019）』
『HAND IN HAND 2019（児童生徒健全育成等連絡協議会）』

(2) 子どもの教育的ニーズに対応するために

① 福祉関係機関

〔市町障害福祉担当窓口〕

※ 障害のある方の地域における福祉の窓口として、障害者福祉に関する指導と相談に応じます。障害者手帳の申請や交付についても、こちらが窓口となります。

	名 称	所 在 地	電話番号
1	高松市障がい福祉課	高松市番町 1-8-15	087-839-2333
2	丸亀市福祉課	丸亀市大手町 2-3-1	0877-24-8805
3	坂出市ふくし課	坂出市室町 2-3-5	0877-44-5007
4	善通寺市社会福祉課	善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6339
5	観音寺市社会福祉課	観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3963
6	さぬき市障害福祉課	さぬき市寒川町石田東甲 935-1	0879-26-9903
7	東かがわ市福祉課	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1228
8	三豊市福祉課	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3015
9	土庄町福祉課	小豆郡土庄町甲 559-2	0879-62-7002
10	小豆島町健康づくり福祉課	小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7038
11	三木町健康福祉課	木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3304
12	直島町住民福祉課	香川郡直島町 1122-1	087-892-2223
13	宇多津町保健福祉課	綾歌郡宇多津町 1881	0877-49-8003
14	綾川町健康福祉課	綾歌郡綾川町滝宮 299	087-876-1113
15	琴平町住民福祉課	仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877-75-6723
16	多度津町健康福祉課	仲多度郡多度津町栄町 1-1-91	0877-33-1134
17	まんのう町福祉保険課	仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877-73-0124

〔相談支援機関（公的機関）〕

※ 障害のある方の全般的相談に応じるとともに、必要な検査や指導などを行います。

	名 称	所 在 地	電話番号
1	香川県障害福祉相談所	高松市田村町 1114	087-867-2696
2	香川県子ども女性相談センター	高松市西宝町 2-6-32	087-862-8861
3	香川県西部子ども相談センター	丸亀市土器町東 8-526	0877-24-3173
4	香川県精神保健福祉センター	高松市松島町 1-17-28	087-804-5566
5	香川県東讃保健福祉事務所	さぬき市津田町津田 930-2	0879-29-8264
6	小豆総合事務所	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1373
7	香川県中讃保健福祉事務所	丸亀市土器町東 8-526	0877-24-9963
8	香川県西讃保健福祉事務所	観音寺市坂本町 7-3-18	0875-25-2052
9	高松市保健センター	高松市桜町 1-9-12	087-839-2363
10	香川県発達障害者支援センター アルプスカガワ	高松市田村町 1114 番地（かがわ 総合リハビリテーションセンター内）	087-866-6001

② 相談支援機関（事業所）

事業所一覧URL

⇒<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/shogaifukushi/shisetsu/index.shtml>
香川県障害福祉課 HP 内 「県内指定相談支援事業者一覧」

③ 医療機関

※ 発達障害等の診察・診断のできる病院です。

	名 称	所 在 地	電話番号
1	三好医院	東かがわ市大谷 813-1	0879-25-3503
2	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-75-0570
3	田中小児科	さぬき市長尾名 10-6	0879-52-0010
4	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸 1750-1	087-891-2167
5	すくすくクリニックこにし	木田郡三木町大字氷上 206-1	087-813-7876
6	あんどろ発達クリニック	高松市多肥下町 517-10	087-867-0234
7	えないメンタルクリニック	高松市観光町 649-8	087-813-1613
8	大西病院	高松市上天神町 336	087-866-1792
9	かがわ総合リハビリテーション病院	高松市田村町 1114	087-867-6008
10	五色台クリニック	高松市寿町 1-4-3	087-822-2311
11	さんあいクリニック	高松市松縄町 1005-3	087-816-3192
12	三条山下内科医院	高松市三条町 504-1	087-867-1201
13	しぶやこどもクリニック	高松市牟礼町牟礼 2094-1	087-845-6111
14	高松市立みんなの病院	高松市仏生山町甲 847-1	087-813-7171
15	高松赤十字病院	高松市番町 4-1-3	087-831-8122
16	トビウメ小児科医院	高松市伏石町 1390-1	087-865-3111
17	西岡医院	高松市寺井町 1385-10	087-885-2021
18	西春日小児科医院	高松市松並町 559-3	087-867-7070
19	へいわこどもクリニック	高松市栗林町 1-4-11	087-835-2026
20	むらかわクリニック	高松市朝日町 2-2-7L-ビルティン 2F	087-823-2525
21	りつりん病院	高松市栗林町 3-5-9	087-862-3171
22	香川県立丸亀病院	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
23	ほそだこどもクリニック	丸亀市今津町 726-5	0877-58-0111
24	まるがめ医療センター	丸亀市津森町 219	0877-23-5555
25	もりもとこどもクリニック	丸亀市土器町東 4-713-5	0877-25-9228

26	こころの医療センター五色台	坂出市加茂町 963	0877-48-2700
27	坂出市立病院	坂出市寿町 3-1-2	0877-46-5131
28	四国こどもとおとなの医療センター	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
29	松浦こどもメンタルクリニック	綾歌郡宇多津町浜六番丁 78-12	0877-56-7358
30	松井病院	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
31	三野小児科医院	観音寺市吉岡町 10-1	0875-25-7788
32	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366

④ 特別支援学校

※ 障害のある幼児や保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

	名 称	所 在 地	電話番号
1	香川県立盲学校	高松市扇町 2-9-12	087-851-3217
2	香川県立聾学校	高松市太田上町 513-1	087-865-4492
3	香川県立香川東部養護学校	さぬき市長尾西 475	0879-52-2581
4	香川県立香川中部養護学校	高松市田村町 784	087-867-3522
5	香川県立高松養護学校	高松市田村町 1098-1	087-865-4500
6	香川県立香川丸亀養護学校	丸亀市飯野町東分 592-1	0877-24-1215
7	香川県立善通寺養護学校	善通寺市仙遊町 2-1-2	0877-62-7631
8	香川県立香川西部養護学校	観音寺市出作町字池下 712	0875-25-1775
9	香川大学教育学部附属特別支援学校	坂出市府中町字綾坂 889	0877-48-2694

出典：『ライフステージに応じた支援機関マップ（支援者向け）
（香川県障害福祉課・子ども家庭課・香川県教育委員会特別支援教育課・アルプスカガわ 2019）』



3 就学前教育に係る参考資料

- ・保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集 文部科学省・厚生労働省 (平成21年)
- ・幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集 文部科学省 (平成21年)
- ・保育所における自己評価ガイドライン 厚生労働省 (平成21年)
- ・児童福祉施設における食事の提供ガイド 厚生労働省 (平成22年)
- ・幼稚園における学校評価ガイドライン 文部科学省 (平成23年)
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 厚生労働省 (平成23年)
- ・保育所における食事の提供ガイドライン 厚生労働省 (平成24年)
- ・幼児期運動指針ガイドブック 文部科学省 (平成24年)
- ・幼稚園教育指導資料第1集 指導計画の作成と保育の展開 文部科学省 (平成25年)
- ・幼稚園教育指導資料第5集 指導と評価に生かす記録 文部科学省 (平成25年)
- ・重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン
内閣府・文部科学省・厚生労働省 (平成28年)
- ・保育士等キャリアアップ研修ガイドライン 厚生労働省 (平成29年)
- ・幼稚園教育要領、幼稚園教育要領解説 文部科学省 (平成30年)
- ・保育所保育指針、保育所保育指針解説 厚生労働省 (平成30年)
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説
内閣府・文部科学省・厚生労働省 (平成30年)
- ・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム
国立教育政策研究所教育課程研究センター (平成30年)
- ・幼稚園施設整備指針 文部科学省大臣官房文教施設企画部 (平成30年)
- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省 (平成31年)
- ・保育所における感染症対策ガイドライン 厚生労働省 (平成30年)
- ・幼児理解に基づいた評価 文部科学省 (平成31年)
- ・子どもを中心に保育の実践を考える
～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～ 厚生労働省 (令和元年)

<香川県>

- ・教員のための特別支援教育ガイドブック 香川県教育委員会特別支援教育課 (平成21年)
- ・讃岐っ子元気アッププラン 香川県教育委員会保健体育課 (平成22年)
- ・新任・初任保育士指導マニュアル 香川県子育て支援課 (平成23年)
- ・保育従事者のための虐待防止マニュアル ～虐待から子どもを守るために～
香川県子育て支援課 (平成24年)
- ・気になる子どもの気づきと支援の手引 ～保育所・幼稚園での支援の要点～
香川県子育て支援課 (平成26年)
- ・子どもの学びをつなぐ 香川県教育委員会 (平成27年)
- ・保育所給食の手引き 香川県子育て支援課 (平成27年)
- ・幼児期の育ちのみちのり 香川県教育委員会 (平成28年)
- ・園内研修の手引き ～ときめく明日の保育のために～ 香川県教育委員会 (平成29年)
- ・人権・同和教育教職員ハンドブック 香川県教育委員会人権・同和教育課 (平成29年)
- ・親同士の学びを取り入れたワークショップ「学習プログラム集第3集」
香川県教育委員会生涯学習・文化財課 (平成30年)
- ・保育施設における施設内虐待対応のポイント 香川県子ども家庭課 (平成31年)
- ・教職員向け児童虐待対応の手引き 虐待から子どもを守る！
香川県教育委員会 (令和元年)

※平成20年以降の作成資料のみ表記しています。

4 香川県就学前教育振興指針 策定委員

	役 職	名 前	備 考
1	高松市こども園運営課長補佐	石尾 育代	
2	香川大学教育学部教授	片岡 元子	会 長
3	香川大学教育学部附属幼稚園副園長	桑原 育子	
4	香川県幼児教育研究会長	田尾 和代	
5	香川県私立幼稚園連盟理事長	坪井 久也	
6	香川県保育協議会長	三木 一平	
7	香川県国公立幼稚園・こども園長会長	森安 朋子	副会長
8	香川県私立認可保育園連盟会長	吉村 晴美	

(50音順 敬称略)

5 香川県就学前教育振興指針 ワーキンググループ

	役 職	氏 名
1	幼児教育スーパーバイザー	佐久良 恵都子
2	幼児教育スーパーバイザー	佐藤 紀代美
3	幼児教育スーパーバイザー	永田 洋子
4	幼児教育スーパーバイザー	三谷 しのぶ
5	幼児教育スーパーバイザー	六車 裕美子
6	幼児教育スーパーバイザー	森 あい子
7	香川県教育委員会事務局義務教育課主任指導主事	九郎座 仁美
8	香川県総務部総務学事課参事	福家 理映子
9	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課主任	大川 勇子

6 事務局

	役 職	氏 名
1	香川県教育委員会事務局義務教育課長	小柳 和代
2	香川県総務部総務学事課長	古沢 保典
3	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課長	増本 一浩
4	香川県総務部総務学事課参事	福家 理映子
5	香川県教育委員会事務局義務教育課長補佐	高尾 明博
6	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課長補佐	久保 雅美
7	香川県教育委員会事務局義務教育課主任指導主事	九郎座 仁美
8	香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課主任	大川 勇子



(表紙絵・カット 佐々木 啓祐)

